

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に

関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)(衆

議院提出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を五年から十年に延長する。
- 二、出資等を行うことができる法人として、科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構の三法人を別表に規定する。
- 三、独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な措置を速やかに講じる。
- 四、我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究の重要性に鑑み、必要な資源配分を行う。
- 五、国際的な水準、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえ、研究開発等の適切な評価を行う。

- 六、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を研究開発法人等が行えるよう、必要な措置を講じる。
- 七、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材育成を支援するため、必要な施策を講じる。
- 八、リサーチアドミニストレーター制度の確立のため、必要な措置を講じる。
- 九、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材確保のため、必要な施策を講じる。
- 十、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。